

平成23年度 第3回

北九州市高齢者支援と介護の質の向上委員会

介護保険分科会

6 国の考え方について

(1) 第5期介護保険料

1 国の第5期介護保険料の基本的な考え方

介護給付費の増加に伴い保険料負担も増大している中で、より安定的な介護保険制度の運営のためには、これまで以上に、被保険者の負担能力に応じて保険料を賦課する必要がある。第5期保険料の保険料負担段階設定については、国において以下の取組みを実施することとしており、各保険者において被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階の設定をお願いする。

(1) 第5段階以上の多段階設定

第3期より、保険者において、各保険料段階の保険料率の設定及び課税層の段階数を増やすこと（多段階設定）を可能としているところである。

第5期においても、負担能力に応じて保険料を賦課する観点から、地域の実情に応じて、保険料負担段階第5段階以上の多段階設定の実施をお願いする。

(2) 第3段階の細分化

保険料負担段階第3段階の対象者は、市町村民税世帯非課税者であって公的年金等の収入額及び合計所得金額の合計額が80万円を超えている者等とされている。負担能力に応じた保険料賦課の観点から、市町村民税世帯非課税者であって公的年金等の収入額及び合計所得金額の合計額が120万円以下の者について、保険者の判断で新たな段階を設けることを可能とする。

(3) 特例第4段階の継続について

第4期の保険料負担段階については、保険料負担段階第4段階の者のうち、公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の被保険者について、保険者の判断により基準額に乗じる割合を軽減することができることとしている。負担能力に応じた保険料賦課の観点から、第5期においても引き続き、当該保険料負担段階を設定することを可能とする。

(参考) 第5期介護保険料段階のイメージ

◆第4期(平成21～23年度)の保険料段階

負担割合	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階 (特例段階)	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階
	0.5	0.6	0.75	0.9	1.0	1.15	1.25	1.5	1.75	2.0
		世帯全員が 市民税非課税		本人が 市民税非課税		市民税課税の人				
	生活保護受 給者等	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超	合計所得金 額147万円 未満	合計所得金 額147万円 以上200万 円未満	合計所得金 額200万円 以上300万 円未満	合計所得金 額300万円 以上400万 円未満	合計所得金額 400万円以上
第4期保険 料(月額)	2,230	2,670	3,340	4,010	4,450	5,120	5,570	6,680	7,790	8,900

◆第5期(平成24～26年度)の保険料段階(例)

負担割合	第1段階	第2段階	新 第3段階 0.6 ～0.75	第3段階	第4段階 (特例段階)	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階
	0.5	0.6		0.75	0.9	1.0	1.15	1.25	1.5	1.75	2.0	2.0～
		世帯全員が 市民税非課税			本人が 市民税非課税		市民税課税の人					
	生活保護受 給者等	年金収入等 80万円以下	年金収入 等120万円 以下	年金収入 等120万円 超	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超	合計所得金 額147万円 未満	合計所得金 額147万円 以上190万 円未満	合計所得金 額190万円 以上300万 円未満	合計所得金 額300万円 以上400万 円未満	合計所得金 額400万円 以上600万 円未満	合計所得金額 600万円 以上
人数	1.2万人	5.9万人	2.0万人	2.0万人	3.6万人	2.4万人	3.7万人	1.8万人	2.1万人	0.4万人	0.3万人	0.3万人

【検討1】負担能力に応じた保険料賦課の観点から、新第3段階を設けるかどうか。料率は0.6～0.75の範囲で保険者(市)が決定する。

【検討2】第4期に設けた特例第4段階を継続するかどうか。

【検討3】負担能力に応じた保険料賦課の観点から、新たな段階を設定するか。料率は2.0以上で保険者(市)が決定する。

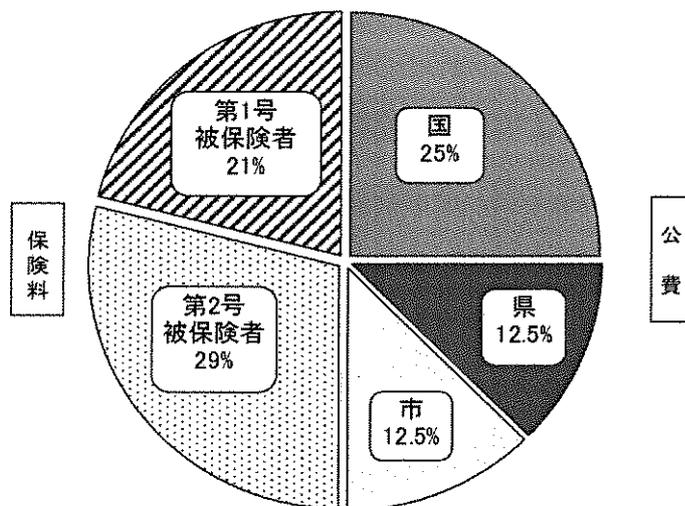
2 第5期保険料の算定に係る諸係数の設定

平成23年9月、厚生労働省より第5期保険料の算定に関し必要となる諸係数が以下のとおり示されたところである。

(1) 第1号被保険者負担率

21%とする。(第2号被保険者負担率 29%)

第1号被保険者負担率は、第1号被保険者(65歳以上)と第2号被保険者(40～64歳)の人口比率によって決定される。



(2) 基準所得金額

190万円とする。

第5段階と第6段階を区分する基準所得金額は、全国の第1段階～第3段階の被保険者が第4段階被保険者より軽減されている保険料額と、第5段階と第6段階の被保険者が第4段階被保険者より多く負担する保険料額とが相補うよう、全国の所得分布状況等を踏まえて厚生労働大臣が示されることとなっている。

